

令和7年
1月号

一関労働基準監督署からのお知らせ

明けましておめでとうございます。

日頃より労働基準行政の推進について、深いご理解のもと、ご支援・ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

当署の業務運営には、皆様方のご支援・ご協力が不可欠でございます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

一関労働基準監督署 職員一同

1. 岩手県特定(産業別)最低賃金が改定されます！

～ 必ずチェック、最低賃金。働く人と雇う人のためのルールです！ ～

岩手県特定(産業別)最低賃金が、令和7年1月22日に以下のとおり改定されます。

最低賃金には岩手県内すべての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「特定(産業別)最低賃金」がありますが、令和6年10月27日に岩手県最低賃金が改正され時間額 952 円となったことから、すべての特定(産業別)最低賃金は改正された岩手県最低賃金を下回っているため、**令和6年10月27日から令和7年1月21日までの間は、より高い岩手県最低賃金の時間額 952 円が適用**されていますのでご注意ください。

最低賃金の対象となる賃金には、時間外・休日・深夜手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。



必ずチェック！最低賃金！

岩手県最低賃金

令和6年10月27日発効 時間額 **952円**

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

岩手県の特定(産業別)最低賃金

- 以下の6産業については、特定(産業別)最低賃金が設定されています。
※適用となる産業については、裏面を参照してください。
- なお、次の労働者については、特定(産業別)最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用されます。
 - 18歳未満又は65歳以上の者
 - 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 - 下記(ア)及び(イ)の業務に主として従事する者

| 産業名 | 時間額 | 効力発生日 | |
|---------------------------------------|----------------|---------------|---|
| 鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業 | 1,008 円 | 令和7年 1月22日 | |
| 光学機器器具・レンズ、 時計・同部分品製造業 | 985 円 | 令和7年 1月22日 | (ア) 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り 若しくは検品の業務 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業 | 975 円 | 令和7年 1月22日 | (イ) ①手作業による包装又は袋詰め業務 ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組立、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務 |
| 自動車小売業 | 1,004 円 | 令和7年 1月22日 | |
| 各種商品小売業 | 952 円 | | 平成28年12月11日767円。岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金が適用されます。 |
| 百貨店、総合スーパー | 952 円 | | 平成30年12月28日800円。岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金が適用されます。 |

「冬季死亡災害ゼロ 100 日運動」(令和6年11月21日～令和7年2月28日)を展開中です！
重点事項(冬季特有災害、墜落災害、機械設備災害、車両系機械災害の防止)への取り組みをお願いします。

2, 令和6年11月末現在における労働災害の発生状況について

休業4日以上の死傷災害(新型コロナを除く) 123件 (前年同期比較 - 29件、-19.1%)
 (新型コロナを含む) 154件 (" - 28件、-15.4%)
うち、死亡 0件 (" ± 0件)

令和6年11月末現在における死傷災害(新型コロナウイルス感染症を除く)は123件で、**前年同期から - 29件 - 19.1%と大幅に減少**し、また、死亡災害は発生していません。(新型コロナウイルス感染症を含むと154件で、前年同期比 - 28件 - 15.4%減少。)

業種別(コロナ除く)では、製造業32件(前年同期比 - 7件 - 17.9%)、建設業24件(同±0件±0.0%)、商業18件(同+2件+12.5%)、保健衛生業16件(同±0件±0.0%)、運輸交通業11件(同±0件±0.0%)等となっており、前月末に比べて製造業は減少傾向を維持し、接客娯楽業(2件。前年同期比 - 13件、-86.6%)は大幅減少となっていますが、それ以外の主要業種は総じて増加傾向となっています。

事故の型別(コロナ除く)では、転倒28件(構成比22.8%。前年同期比 - 20件 - 41.7%)、「墜落・転落」25件(同20.3%。同±0件±0.0%)、「動作の反動・無理な動作」13件(同10.6%。同+1件+8.3%)、「はさまれ・巻き込まれ」11件(同8.9%。同-1件-8.3%)、「交通事故」10件(同8.1%。同+6件+150.0%)等となっています。

転倒災害は前年同期に比べて季節的要因に関係なく半減していますが、本格的な降雪期を迎えており、降雪・凍結等による増加することが懸念されることから、除雪や融雪等、転倒災害防止対策の着実な実施が求められます。

当署では、令和6年における労働災害防止に係る目標を、

○全労働災害減少目標 143人以下 **○死亡災害 0人(発生させない)**

と定め、労働災害防止対策を推進して参りました。

休業4日以上労働災害は減少傾向を続けており、このまま推移すると目標を達成する見込みとなっています。

死亡災害は令和6年12月24日まで発生しておらず、目標を達成できる見込み(なお、死亡災害ゼロ期間は396日を継続中です。)となっています。

このことは、各事業場の皆様が労働災害防止に向けて積極的な取り組みを行っていただいた結果が表れているものであると考えており、感謝申し上げます。

しかし、例年、12月は年末の慌ただしさから増加する傾向があり、特に降雪があると転倒災害が増加して全体数を底上げすることが懸念されます。また、当署管内では令和3年12月28日に死亡交通災害、岩手労働局内でも同年12月31日に転倒による死亡災害が発生していることもあって、本年が終わるまでの間は油断できない状況が続きます。

労働災害はあってはならないものであります。

各事業場の皆様におかれましては、令和7年においても労働災害を発生させないという強い決意の下、引き続き労働災害防止対策の着実な実施をお願い申し上げます。



ご安全に!!

